



「安倍政権の実績と新政権公約の評価」

～評価・検証可能なマニフェスト・サイクルの構築を～

社団法人 経済同友会

代表幹事 桜井正光

連絡先： 経済同友会事務局企画グループ

岡野・阿部・尾澤・小長

電話： 03-3211-1271（代表）

平成19年7月1日

第3回「政権公約（マニフェスト）検証大会」

新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）

第1. 安倍内閣の実績評価

・安倍内閣の政権運営に関する実績評価

(1) 総 評

判定 60点／100点満点(+)

1. 安倍政権は、全体として、財政再建、公的部門改革、地方分権など、小泉政権が改革の端緒を開いた諸課題について、その路線を継承しつつ、着実に数値目標の達成・法制化・体制整備などの成果を挙げている。
2. 同時に、近隣諸国との関係改善、教育再生、公務員制度改革など、独自に実現を訴えてきた課題についても、着実な取り組みを進めている。
3. 「政権公約に基づくサイクル形成」という観点では、まず、安倍総理自身が政権公約を掲げ、国政選挙によって国民の信任を得るプロセスを経ていないため、政権と国民との契約が何であるかが不明確であった。同時に、社会保障制度の一体改革、税制抜本改革などの政策課題に関して、実施時期や方針の変更があり、それに対する説明が十分に行われなかつたことも否定できない。
4. 「政治主導体制の仕組みと運用」に関しては、担当大臣の任命、重要政策課題に関する各会議体の設置による、政策実現に関わる責任の所在の明確化と、政策決定・実行過程の透明性の向上とを評価する。一方、一部閣僚の言動等、内閣運営に関して生じた問題によって、政策決定・実行過程に遅滞が生じた点は遺憾である。
5. 尚、今回のわれわれの評価の前提是以下の通りである。
 - 安倍政権は、自民党総裁選においてマニフェストを公表したものの、国政選挙による信任を経ておらず、厳密な意味で、「国民との契約」にあたるマニフェストを策定していない。
 - よって、政権公約の実績評価にあたっては、「自民党政権公約2005」から、「骨太の方針2007」までを対象に、主要政策分野毎に両内閣が国民に何を約束し、何を果たしてきたかを検証した。
 - したがって、今回の評価は、政策の内容や掲げられた目標の是非そのものには踏み込みず、あくまでも政権が国民に示したとみなされる政策の「達成度」に限定して評価を行った。政策の質、目標設定、政策実現のスピード等については、今後より高い水準への到達を期待する。

(2) 要素別評価

【政権公約のサイクル形成に関する責任】

判定 30点 / 50点満点

評価の理由 (着目点・事実関係等)	安倍政権は、全体として、小泉政権が端緒を開いた諸課題につき、基本路線を継承、着実に成果を挙げている。 同時に、自民党総裁選以降、独自に掲げてきた課題についても、取り組みを進め、成果を得つつある。 安倍総理は、政権公約を掲げて国政選挙に臨み、国民の信任を得るというプロセスを経ておらず、政権と「国民との契約」の内容が不明確であることは否めない。 社会保障一体改革、税制抜本改革等の重要課題につき、政策変更、実施時期見直し等に際しての説明が不十分である。 新マニフェストの策定にあたり、自己評価が開示されていない。
----------------------	---

【政治主導体制の仕組みと運用】

判定 30点 / 50点満点

評価の理由 (着目点・事実関係等)	重要政策課題について、担当大臣の任命、会議体の設置等によって、責任の所在の明確化を図った。 一部閣僚の言動により、内閣に対する不信を招き、政策実行過程に遅滞が生じた。
----------------------	--

・安倍内閣の政策実績に関する総合評価

(1) 総合評価結果

判定 65点 / 100点 (+ +)

【実績】

判定 42点 / 70点

評価の理由 (着目点・事実関係等)	財政再建、公的部門改革、地方分権など、小泉政権が端緒を開いた諸課題につき、基本路線を継承しつつ、数値目標の達成、法制化、体制整備などの成果を挙げつつある。 同時に、近隣諸国との関係改善、教育再生など、独自に掲げてきた課題についても、取り組みが進んでおり、成果を得つつある。 以上の成果を踏まえて、プロセスが進捗を始めたと評価、実績評価に関わる独自の評価軸に基づき、100点満点中60点と評価し、70点満点に換算、42点とした。
----------------------	---

【実行過程】

判定 12点 / 15点

評価の理由 (着目点・事実関係等)	全体としては、重要課題に関する担当大臣の任命、会議体の設置・活用により、政策決定の責任の所在を明確化、政治主導体制を強化した。一部政治課題（税制抜本改革、EPA交渉等）においては、十分な指導力を発揮し、官僚を適切に統制したとは言い難い。 以上を勘案し、15点満点より3点を減算、12点とした。
----------------------	---

【説明責任】

判定 11点 / 15点

評価の理由 (着目点・事実関係等)	全体としては、重要課題に関する会議体の設置とその議事・議論の公開を通じて、政策決定過程の透明性を高めた。 税制抜本改革、社会保障制度一体改革など、一部政策に関しては、実施時期や政府方針の変更があったが、その理由・背景などについては、十分な説明があったとは言えない。 以上を勘案し、15点満点より4点を減算、11点とした。
----------------------	--

・安倍内閣の政策実績に関する分野別評価

評価項目：郵政民営化

評価結果

判定 89 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
	63 / 70 点	15 / 15 点	11 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	郵政民営化関連法の成立を受けて、日本郵政株式会社・郵政民営化委員会が設置された。 2007年10月の新会社発足に向けた進捗を踏まえ、「政策が実現し、ほぼ想定した効果を挙げている」と評価した。	政策の一貫性、政治的リーダーシップの発揮、実行体制の構築等の観点から見て、申し分ない。	郵政民営化委員会における議事公開等を通じ、適切に情報公開が行われた。 「骨太の方針」における政治的意志の表明、政策に関する説明も十分であった。 ただし、郵政民営化実施時期の変更についての説明が不十分であった。

評価項目：歳出・歳入一体改革

評価結果：

歳出改革

判定 86 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
	56 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	「骨太の方針 2006」の枠組みに則り、2007年度予算編成にて、歳出削減目標が達成された。 「骨太の方針 2007」においても、今後の財政再建路線が明示されている。 以上を踏まえて、「数值目標を達成しつつある」と評価した。	政策の一貫性、政治的リーダーシップの発揮、経済財政諮問会議を活用した実行体制等の観点から見て、申し分ない。	経済財政諮問会議を中心とする会議・議事の公開、「骨太の方針」等における政治的意志の表明等の観点から見て申し分ない。 また、経済財政諮問会議において、歳出削減の実施状況に関する検証という形で、政策達成度に関する自己評価を行っている点を評価する。

歳入改革

判定 37 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	28 / 70 点	4 / 15 点	5 / 15 点
	地方分権等、さまざまな改革の一環として、一部税制改正が行われたが、税制抜本改革に関する議論・検討は進捗していない。 「骨太の方針 2007」にて、2007 年度を目指とする税制抜本改革の実施が明記されたことを踏まえて、「政策の基本方針が閣議決定された」と評価した。	政府税制調査会における検討を評価するものの、抜本改革の時期が変更されたとともに、また議論を推進する政治的リーダーシップの存在を実感できない。	抜本改革の実施時期が変更されたことについて明確な説明がなく、審議・検討状況等も把握できない。

特定財源・特別会計改革

判定 63 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	42 / 70 点	11 / 15 点	10 / 15 点
	「行政改革推進法」を踏まえて、2007 年通常国会にて「特別会計に関する法律」が成立したが、今後の改革の具体的枠組みを提示する内容とは言い難い。よって、「法律は成立したが、具体的な政策運営の仕組みが不正確である」と評価する。	政策の一貫性、スケジュールは堅持されているが、改革の実行体制が不明確であり、政治的リーダーシップが明確に示されているとは言い難い。	関連法案に関する審議を除き、検討過程や審議内容が公開されていない。

予算制度改革

判定 65 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	35 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	経済財政諮問会議にて、単年度予算と歳出改革目標の整合性に関する検討が実施された。また、「骨太の方針」等において、政策評価と予算編成のPDCAサイクルの確立に向けた、大枠の方針や運用手順等が確定されている。 よって、「具体的プロセスが端緒についた」と評価する。	政策の一貫性、進捗状況、政治のリーダーシップの発揮や、経済財政諮問会議を活用した実行体制等の観点において、申し分ない。	経済財政諮問会議における検討状況が開示されていること、「骨太の方針」等によって政治的意志が明確であること等の観点から、申し分ない。

評価項目：公的部門改革

公的部門改革（全般）

判定 79 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	49 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	「行政改革推進法」の成立を踏まえて、「政策金融改革関連法」の成立をはじめ、関連する法整備や検討体制の構築が進んでいる。このことから、「具体的プロセスが動き始めた」と評価する。	政策の一貫性、スケジュール、総理・関係閣僚によるリーダーシップの発揮、行政改革本部を中心とする検討・実行体制の構築など、いずれの観点から見ても申し分ない。	経済財政諮問会議や行政改革本部における議事の公開により、情報公開の水準は高い。また、改革推進に向けた政治的意志も明確であり、申し分ない。

公務員制度

判定 79 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	49 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・事実関係等)	当面の公務員制度改革の進め方につき、2007年4月に閣議決定が成され、改革の全体像が明示されたことに加え、公務員制度改革法案の成立の実現により、具体的改革の第一歩を踏み出した。 これにより、「具体的プロセスが動き始めた」と評価する。	政策の一貫性、スケジュール、総理・関係閣僚によるリーダーシップの発揮、行政改革本部の下への委員会設置等、委員会討議から国会審議に至る審議過程等の観点から見て、申し分ない。	経済財政諮問会議や行政改革本部における議事の公開により、情報公開の水準は高い。また、改革推進に向けた政治的意志も明確であり、申し分ない。

公務員制度改革法案の成立を前提に評価を行った。

規制改革・民間開放

判定 65 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	35 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・事実関係等)	「規制改革会議」の設置、「公共サービス法」を踏まえた一部事業への市場化テスト導入の決定、規制改革特区の全国展開等の進捗はあるが、全体として、改革の成果は限定的な範囲にとどまり、スピード感に乏しい。 このことから、「具体的プロセスが端緒についた」と評価する。	政策の一貫性、規制改革会議や市場化テスト、特区制度に関する担当室の設置等による検討・実行体制の構築といった観点から見て、問題はない。	規制改革会議、経済財政諮問会議の議事公開により、情報公開の水準は高い。また、規制改革に関しては、進捗状況の検証・政策効果分析という形で、自己評価が行われている。

評価項目：社会保障制度改革

社会保障制度一体改革

判定 0 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
	0 / 70 点	0 / 15 点	0 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	2005 年衆議院選挙の際の政権公約、並びに安倍総理大臣の自民党総裁選挙時の公約に含まれている項目であるにもかかわらず、政府としての方針が示されておらず、また具体的な進捗がない。	評価対象となる実行プロセスが存在しない。	評価対象となる実行プロセスが存在しない。加えて、社会保障制度の一体改革に関する姿勢や、政策変更の理由等についての説明がない。

公的年金制度

判定 43 点 / 100 点

採 点	実 績	実行過程	説明責任
	28 / 70 点	10 / 15 点	5 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	2007 年通常国会における「国民年金機構法」成立により、社会保険庁の解体と新法人への移行が決定した。同時に、被用者年金制度一元化に向けた法制化も終了した。新法人の組織・業務詳細や年金制度一元化に向けた道筋の具体化を待つ必要があることから、「政府の基本方針等が決定された」と評価する。	「国民年金機構法」成立に至る審議時間が短く、十分に議論が尽くされたとは言えない。	年金記録問題の原因・背景に関する説明や国民に対する情報提供が十分とは言えない。また、「国民年金機構法」の審議時間が短く、新法人の組織概要について、十分に説明されたとは言い難い。

国民年金機構法の成立を前提に評価を行った。

評価項目：地方分権改革

判定 74点 / 100点

	実 績	実行過程	説明責任
採 点	49 / 70点	15 / 15点	10 / 15点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	2006年通常国会における「地方分権改革推進法」、「地方交付税法」、「道州制特区推進法」、2007年通常国会における「地方自治体財政健全化法」の成立を受け、地方分権改革推進会議における検討開始、新型交付税制度導入、北海道道州制特区開始等の成果が上がっている。 加えて、「道州制ビジョン懇談会」による検討が進められている。 以上を踏まえ、「具体的プロセスが動き始めた」と評価する。	政策の一貫性、スケジュール、地方分権・道州制担当大臣の任命による、責任の所在の明確化、検討・実行体制の構築等の観点から見て、申し分ない。	政治的意思の明確さ、情報公開の水準については問題はないが、従来展開してきた「三位一体改革」と今後の地方分権の推進との連続性・継続性が不明確であるとともに、北海道特区の進捗等に関する情報公開は十分とは言えない。

評価項目：教育改革**判定 64 点 / 100 点**

採 点	実 績	実行過程	説明責任
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	42 / 70 点	12 / 15 点	10 / 15 点
<p>2007 年通常国会にて、教育基本法が改正された。</p> <p>また、同国会にて、教育再生会議における検討結果を踏まえ、教育改革関連法案が成立した。ただし、教員免許更新制など一部施策については、具体的な運営が不明であること等に鑑みて、「法律が成立したが、具体的な政策運営の仕組みが不明確である」と評価する。</p>	<p>教育基本法改正等、基本的な政策の一貫性、政治的リーダーシップの発揮等について問題はないが、従来、教育に関する政策決定を担ってきた中央教育審議会と教育再生会議との関係が不明確であり、政策決定が二元化しているようと思える。</p>	<p>経済財政諮問会議や教育再生会議での議論を通じ、一定の情報公開が行われており、政治的意思も明確にされている。ただし、従来の教育政策、特に「ゆとり教育」の総括や政策変更に関する説明等が不十分である。</p>	

評価項目：憲法改正・国民投票法**判定 79 点 / 100 点**

採 点	実 績	実行過程	説明責任
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	49 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
<p>2007 年通常国会にて、「憲法改正に関わる国民投票法」が成立した。</p> <p>このことから、「法律が成立した・具体的プロセスが動き始めた」と評価する。</p>	<p>政策の一貫性、スケジュール、総理のリーダーシップの発揮、審議手続きなどの観点から見て、申し分ない。</p>	<p>国会答弁等を通じた説明、政治的意思の明確さという観点で、問題はない。</p>	

評価項目：外交・安全保障政策

対中・対韓関係

判定 86 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	56 / 70 点	15 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・事実関係等)	<p>安倍総理による訪中・訪韓と両国首脳との会談を契機に、日本と中韓両国との関係が正常化し、首脳間の直接対話が再開しつつある。</p> <p>このことから、「政策が実現し、効果を挙げ始めている」と評価する。</p>	<p>政策の一貫性、総理・関係閣僚によるリーダーシップの発揮等の観点から見て、申し分ない。</p>	<p>政治的意図が明確であり、経過・成果に関する説明も適切である。</p>

経済外交（WTO・EPA等）

判定 60 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	35 / 70 点	10 / 15 点	15 / 15 点
評価の理由 (着目点・事実関係等)	<p>WTO ドーハ・ラウンド再開に関しては、特段の進捗はない。</p> <p>経済連携協定については、ASEAN 諸国等との協定締結に向けた交渉の進捗、日・ASEAN の大枠合意の成立などの成果が挙がっている。</p> <p>このことから、「具体的プロセスが端緒についた」と評価する。</p>	<p>政策の一貫性という観点では問題はないが、経済連携協定の推進に関連し、主に農業分野を巡る政府部内での調整、官僚に対する統制が十分とは言えなかった。</p>	<p>政治的意図の一貫性、情報公開の点で申し分ない。特に、経済連携協定については、さまざまな課題を残しつつも、経済連携協定締結に向けた工程表を開示している点を評価する。</p>

国際平和活動

判定 60 点 / 100 点

	実績	実行過程	説明責任
採点	35 / 70 点	15 / 15 点	10 / 15 点
評価の理由 (着目点・ 事実関係等)	防衛庁の省昇格を実現、自衛隊法改正により、自衛隊による国際平和維持活動を「本隊業務」と正式に位置づけた。この成果と、イラク特措法の延長によって、わが国の国際平和活動の基盤が整備されたと認識する。ただし、国際平和協力に関する一般法の成立という目標には到達していないため、「具体的プロセスが端緒についた」と評価する。	政策の一貫性、政治的リーダーシップの発揮という観点で、問題はない。	自衛隊による国際平和維持活動については、国会に対する報告義務が課せられているにも関わらず、戦略上の問題を理由に実現していない。

第2. 参議院選挙に向けた各党の公約検証

はじめに

現在開会中の第166回通常国会の会期が12日間延長されたため、現段階では各党の参議院選挙に向けた「政権公約（マニフェスト）」は、公に印刷・配布をされていない。

そこで、我々は、6月26日現在で入手可能であった各党の下記の資料が、「政権公約」の中核を担うものと仮定し、これらを対象に評価作業を行った。そのため、今回の評価は、これまでのように有権者向けに印刷物として各党が公に配布した「政権公約」を対象にはしていないことを明記しておきたい。

2003年11月の総選挙を機に実現した国政レベルの「マニフェスト選挙」は、今回の参議院選挙で4回目を迎える。各党とも、その度に工夫を重ねてきており、その努力には敬意を表するが、政策本位・政党本位の政治を実現するためには、「政権公約（マニフェスト）」を起点（Plan）として、その実行（Do）、達成状況に関する自己評価・検証（Check）、新たな政権公約の策定（Action & Plan）という「PDCAサイクル」を機能させ、政権公約の質の向上と政策実行力の強化につなげていく嘗みが必要である。

こうした観点から、各政党には、自ら掲げた「政権公約」の達成状況に対する自己評価を徹底し、その結果を新たな政権公約の策定に活かしていくことを求めたい。

加えて、国民が各党の「政権公約」を評価するためには、政権公約の表記をより一層充実させることが不可欠である。今後とも、政権公約においては、各党が目指す「国のあり方」を明確にした上で、それぞれの政策について、その方向性のみならず、「5W1H」の観点から、具体的目標、工程、期限、財源などを、可能な限り、検証・測定が可能な形で示すことを期待したい。

企業経営においても、「PDCAサイクル」の実践、特に目標設定とその評価を行うことは容易ではないが、こうした取り組みの継続こそ、競争力強化と市場からの信頼性の向上に資するものと確信している。

国政においても、引き続き、マニフェストの「PDCAサイクル」の確立に向けた努力を重ねられることを期待する。

今回の評価対象とした各党の政策に関する資料

- <自民党> 「美しい国、日本」に向けた155の約束
- <公明党> 公明党マニフェスト2007 政策集（マニフェスト2005改定）
- <連立与党> 第21回参議院選挙 連立与党重点政策
- <民主党> 重点政策50 2007年6月20日 民主党『次の内閣』

なお、各党の参議院選挙に向けた各党公約については、「形式要件」と一部政策の内容を勘案して評価を行い、「策定過程」は対象としていない。

・自民党の公約に関する総合評価

(1) 総 評

判定 60 / 100点

1. この政権公約は、安倍内閣総理大臣・自民党総裁が初めて国民と契約する「政権公約」であり、自民党が与党第一党として政権を担い、次の衆議院選挙までに取り組む政策を掲げたものとの認識で、以下の評価を行った。
2. この政権公約は、小泉政権を引き継ぐ政策を随所に織り込みながら、全体として、安倍政権としての特色を明確にするとの基本的な姿勢がよく現われている。
3. ただ、これまでと同様に全体として政権公約の表記では、達成時期や具体的な施策などにおいて抽象的な部分が多いのは残念である。
4. 既に、歳出改革、公務員制度改革、経済成長戦略など、幅広い政策課題で、法律（案）や政策大綱、また閣議決定文書など具体的な施策などが取りまとめられている点は高く評価したい。しかし、政権公約は、国民にわかりやすく政策を伝える手段である。政策大綱や閣議決定文書などで具体的な施策が明確になっていない主要政策については、政権公約においても、政策の方向性、具体的目標、工程、期限、財源などを可能な限り明確に示すことを望みたい。
5. 最後に、今回の政権公約に関して残念な点の一つは、『社会保障制度の一体的見直し』という政策課題が見当たらないことである。年金・医療・介護・社会福祉という社会保障制度の一体的見直しは、2005年の衆議院選挙の自民党政権公約でも、また昨年の自民党総裁選挙における安倍総理の公約でも明記されていただけに、今回の措置については明確な説明を期待したい。

政権公約評価表：自民党

< 60点 >

社団法人 経済同友会
代表幹事 桜井正光

政策	形式要件 (表記の充実度)	評価の理由	
1 歳出・歳入一体改革			
a 財政再建・歳出改革	80	全体として、政策の方向性や目標が明確であることに加え、「骨太の方針」等により、財政再建の全体的な枠組みと具体的な取組が明示されている。	
b 歳入改革	40	検討・実施時期と、「あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う」という改革の基本方針は示されているが、めざす税体系の全体像や改革の方向性等が不明確である。	
c 予算制度改革	20	政策の方向性や、公会計の整備など一部具体的な施策は明確に示されているが、政策評価と予算編成の連携など、前回のマニフェストで掲げられてきた施策に関する記載がない。	
2 公的部門改革			
a 公務員制度改革	80	「国家公務員制度改革基本法(仮称)」の国会提出を含む、改革の手段、目標が示されている。2007年4月の公務員制度改革についての閣議決定により、当面の改革の進め方が詳細に示されていることを加味して評価を行った。	
b 公務員定数削減	60	国家公務員定数の削減計画を踏まえ、定数削減の方向性と具体的目標が明示されているが、具体的手段が示されていない。	
c 行政機構再編・効率化	40	官邸の司令塔機能の強化や地方支分部局の抜本的な見直しなど、一部具体的記述があるものの、中央省庁改革の方向性や手段が抽象的であり、期限目標等も定められていないため、事後の検証が困難である。	
d 市場化テスト	40	政策の狙い、方向性は明確だが、ハローワーク・統計調査等の一部施策を除き、具体的な達成期限、手段等が不明瞭である。	
e 規制改革	20	「規制改革会議」は設置されているものの、改革の方向性、手段、期限等の目標とともに抽象的である。	
f 独立行政法人改革	40	改革の方向性と、「中期目標期間終了時の見直し」、「非公務員化」等の一部手段は示されているが、達成時期等の目標が記載されていない。	
3 社会保障制度改革			
a 社会保障一体改革	0	2005年衆議院議員選挙時の自由民主党政権公約、並びに自民党総裁選における安倍総理の公約に記載されていた課題だが、今回の政権公約では言及されていない。	
b 公的年金制度	60	現行制度の枠内での安定的運営という方針の下、基礎年金国庫負担割合の引上げ、被用者年金一元化等具体的な施策が示されているが、国庫負担割合の引上げに関する時期を除いて達成時期・目標が示されていない。	
c 社会保険庁改革	80	社会保険庁の解体という目標、手段ともに明確であり、法案が成立している。新体制移行後の組織のあり方がやや曖昧ではあるが、新法人の運営や年金記録問題への対策についても、一定の説明がなされている。	
d 医療制度改革	40	健康増進、医師不足への対応等の観点から、個別政策は提示されているが、概ね抽象的であり、優先順位、目標、財政的な裏付けが不明瞭である。加えて、医療制度全体に関する考え方、改革の方向性も示されていない。	
e 介護保険改革	20	制度全体としての方向性が不明確であり、施策も抽象的である。	
f 少子化対策	20	大きな方向性といつかの施策が示されているが、優先順位が不明瞭であり、その内容が抽象的である。	

4 地方分権改革			
a	地方財政改革・地方分権	40	地方分権の方向性や「新地方分権一括法案」の提出等の手段が示されているが全体的に「一体的な検討」といった抽象的記述に止まり、具体的目標、達成時期等に関する記述がない。
	道州制	20	政策の方向性、施策、目標とも抽象的である。
5 教育改革			
a	教育再生 (初等中等教育改革)	60	政策の方向性や、学習指導要領改訂、教員免許更新制導入等の具体的な策策が提示されているが、抽象的な表現にどまっているものが多く、全体として目標・財源等に関する記述に欠けている。
	高等教育改革	40	国際競争力の強化、私学教育の振興等の方向性は示されているが、その実現に向けた施策・手段に関する記述が抽象的であり、目標・財源に関する記述に欠ける。
6 再チャレンジ			
a	再チャレンジ	80	やや不明確な面もあるが、基本的方向性と具体的な施策が提示されている。また、「再チャレンジ支援総合プラン」により、一部施策については、数値目標・達成時期等が設定されている。
7 憲法・国民投票法			
a	憲法・国民投票法	100	政策の達成時期と工程、目標とする期限などが明確に示されている。
8 外交・安全保障			
a	外交政策	80	政策全体について目指すものが明確であり、「アジア・ゲートウェイ構想」、「自由と繁栄の弧の形成」、「外交力強化へのアクションプラン10」などにより、施策の詳細・一部目標等が具体化されている。
	国際平和協力	60	政策の方向性が明確で、「国際協力基本法」の制定等、一部具体的な施策も示されている。
	経済外交(WTO・EPA)	20	「WTO及びFTA・EPA交渉への全力対応」という抽象的な記述に止まり、どのような成果を生み出すのかが不明確である。期限目標等も示されていない。
	北朝鮮問題	60	方向性が明確に示されており、「北朝鮮人権侵害問題対処法」の改正、拉致被害者全員の実現等、一部達成すべき目標が明確に示されている。
9 経済活性化			
a	経済成長戦略	80	やや明確ではない点もあるが、「経済成長戦略大綱」及びその工程表によって、具体的目標・達成時期等が示されている。
10 環境問題			
a	環境問題	40	「京都議定書目標の確実な達成」、「低炭素社会づくり」等の方向性と、一部の施策が示されているが、全体として、目標達成に至る施策や目標が抽象的である。
11 政治資金・政治改革			
a	政治資金・政治改革	40	一部、具体的な施策の提案は示されているが、改革の全体像に欠け、事後的な検証を可能とする目標設定も行われていない。

・公明党の公約に関する総合評価

(1) 総 評

判定 35 / 100点

1. 社会保障制度改革、ODAを中心とする外交政策の分野について、詳細で具体的な提案をしていることを評価したい。特に、年金・医療・介護・社会福祉の一体的見直しという重要課題に対し、政策の方向性を明確に示したことを評価する。
2. しかし、全体として、特定分野における個別施策が提示されるのみであり、政策の方向性、具体的目標、工程、期限、財源などが明示されておらず、「国民との契約」という政権公約本来の役割から判断すると、不十分であると評価せざるを得ない。
3. 今回、政権公約に明記されなかった政策課題も多く、日本という国がどうあるべきかという方向性が曖昧であったことは否めない。この度、「与党重点政策」として、自民党との共通公約が発表されたことは評価するものの、すでに発表された公約を補完するには至っていない。連立与党の一員として、より一層国民に分かりやすい説明がなされることを期待する。

政権公約評価表：公明党

< 35点 >

社団法人 経済同友会
代表幹事 桜井正光

政策	形式要件 (表記の充実度)	備考	
1 歳出・歳入一体改革			
a 財政再建・歳出改革	20	公共事業に関する記述のみであり、財政の全体像に関する政策・基本方針が不明である。	
b 歳入改革	20		一部個別税制の見直しに関する具体的提案にとどまり、税制全体に関する政策・基本方針が不明である。
c 予算制度改革	0		記載されていない。
2 公的部門改革			
a 公務員制度改革	40	公務員制度全体を視野に入れた改革の方向性は不明確だが、公務員数削減に関し、「国・地方を通じた1割削減」等の具体的目標が示されている。	
b 行政機構再編・効率化	60		全体としての方向性は抽象的だが、「事業仕分け」等の具体的手段と一定の期限目標を示している。
d 市場化テスト	20		一定のdirection性は示されているが、政策の内容が不明確である。
e 規制改革	0		記載されていない。
f 独立行政法人改革	20		一定のdirection性は示されているが、政策の内容が不明確である。
3 社会保障制度改革			
a 社会保障一体改革	40	政策のdirection性や、総合社会保障口座の創設等の一部施策についての説明が示されているが、目標等の記載に欠ける。	
b 公的年金制度	60		方向性が明確であり、議員年金制度の廃止等、一部施策について具体的提案が示されている。
c 社会保険庁改革	40		改革のdirection性は明確だが、抽象的である。
d 医療制度改革	40		医師不足対策をはじめ、個別的な施策は多く示されているが、概ね抽象的であり、施策の優先順位、目標、財源に関する記載がない。また、医療制度全体を視野に入れたdirection性が示されていない。
e 介護保険改革	40		介護整備というdirection性や、介護保険料の見直し等一部施策が示されているが、目標・財源に関する記述がなく、制度の全体像が不明確である。
f 少子化対策	40		全体としてのdirection性は示されているが、施策の多くが抽象的で、目標、期限、財源の記載がない。

4 地方分権改革			
a	地方財政改革・地方分権	4 0	方向性が抽象的であり、目標・手段等に関する記載がないが、「地方分権改革一括法」の策定など、一部具体的な施策が示されている。
	道州制	2 0	政策の方向性が抽象的である。
5 教育改革			
a	教育再生 (初等中等教育)	6 0	地域・学校への権限移譲という政策の方向性が明確であり、少人数学級の推進等、一部具体的な施策についても説明がある。目標・財源に関する記述を欠く。
	高等教育改革	2 0	政策の目指す方向性や教育制度の全体像が示されていない。
6 再チャレンジ			
a	若年者雇用、高齢者・障害者支援等	4 0	若年者雇用、高齢者保護、障害者の自立支援等の分野に関し、具体的な施策が示されているが、全体としての方向性が不明確であり、財源に関する説明を欠く。
7 憲法・国民投票法			
a	憲法・国民投票法	8 0	達成すべき目標や時期等が示されているが、目標が「加憲案の取りまとめ」に止まっている、具体的な成果につながるものとは言えない。
8 外交・安全保障			
a	外交政策	6 0	政策の方向性が明確であり、ODAの戦略的活用、日中共同出資による「日中環境基金(仮称)」等、一部具体的な提案も含まれているが、全体として具体性や数値目標・財源が示されていない。
	国際平和協力	4 0	政策の方向性は明示されているが、目標・財源に関する記述がない。
c	経済外交(WTO・EPA)	2 0	政策の方向性が抽象的である。
	北朝鮮問題	2 0	政策の方向性が抽象的である。
9 経済活性化			
a	経済成長戦略	8 0	やや明確ではない点があるが、「経済成長戦略大綱」ならびに工程表によって、具体的な施策や目標が提示されているとみなし、評価した。
10 環境問題			
a	環境問題	4 0	京都議定書目標の達成等の目標や、その実現に向けた個別的な施策は示されているが、全体として具体性に欠ける。
11 政治資金・政治改革			
a	政治資金・政治改革	2 0	永住外国人への選挙権付与、18歳選挙権等、個別的な提案にとどまっており、制度全体に関する方向性や具体的な施策に欠ける。

. 民主党の公約に関する総合評価

(1) 総 評

判定 40 / 100 点

- 1 . 政治改革、財政再建などの課題について、幅広い手段を視野に入れて踏み込んだ提案を行っていることや、公的年金制度、地方分権改革について、具体的な制度設計を含む政策を詳細に示したことを評価する。
- 2 . ただし、2005 年衆議院選挙時に提示された民主党の政権公約と比較して、政策内容や目標の具体性が低下しており、政権公約としての記述が不十分であることは、大変残念である。
- 3 . 参議院選挙は、直接的に政権を選択する選挙ではないが、野党第一党という責任政党として政権担当能力を示すためには、与党を超える具体性を備えた詳細な政権公約を国民に提示する責務がある。にもかかわらず、今回、自民党を下回る評価となったことを、真摯に受け止めて欲しい。
- 4 . 今回の政権公約では、幅広い分野における問題提起および個別施策が提示されるに止まっており、民主党が考える「次の内閣」の姿を理解することは非常に難しかった。政権公約は「国民との契約」であり、政策の方向性、具体的目標、工程、期限、財源の提示は不可欠である。

政権公約評価表：民主党

< 40点 >

社団法人 経済同友会
代表幹事 桜井正光

政策	形式要件 (表記の充実度)	備考	
1 歳出・歳入一体改革			
a 財政再建・歳出改革	60	a	財政再建に向けた姿勢が明確であり、その方法についても、具体的な提案が行われている。政策の達成期限など、部分的だが目標も示されている。
b 歳入改革	20	b	配偶者控除等の財源の子育て支援財源化や、消費税の逆進性対策等、一部具体的な施策が示されているが、税改正の全体像が不明確で、目標等に関する記載がない。
c 予算制度改革	20	c	政治主導・官邸主導という方向性は示されているが、制度の全体像が不明確で、目標等に関する記載もない。
2 公的部門改革			
a 公務員制度改革	60	a	政策の方向性と施策が示されており、天下りの根絶等、一部の手段については、法案化という形で詳細が示されている。達成時期等の具体的目標が記載されていない。
b 公務員定数削減	20	b	改革の方向性が明確ではなく、手段、期限等の記述が抽象的である。
c 行政機構再編・効率化	20	c	方向性が明確ではなく、全体として抽象的である。
d 市場化テスト	0	d	記載されていない。
e 規制改革	0	e	記載されていない。
f 独立行政法人改革	60	f	改革の方向性が明確であり、独立行政法人の運営に関しては具体的な施策が盛り込まれているが、達成時期等の目標が示されていない。
3 社会保障制度改革			
a 社会保障一体改革	0	a	記載されていない。
b 公的年金制度	60	b	改革の基本方針や消費税を財源とする年金制度の具体案が示されているが、達成時期等の目標が欠けている。
c 社会保険庁改革	60	c	社会保険庁の解体・歳入庁設置するという目標、手段が示されており、年金記録問題への対策についても一定の説明があるが、達成期限等、具体性に欠ける部分がある。
d 医療制度改革	40	d	がん対策、医療事故対策、医療従事者不足解消等、一部具体的な提案は含まれているが、全体に、達成時期・目標、時期、財源等に関する記述がない。また、医療制度全体を視野に入れた方向性が示されていない。
e 介護保険改革	20	e	制度全体としての方向性が不明確であり、施策も抽象的である。
f 少子化対策	40	f	全体的な方向性は示されており、子ども手当の充実、時間外手当の割増等具体的な施策が示されているが、達成時期、財源等に関する記述がない。

4 地方分権改革			
a	地方財政改革・地方分権	60	地方分権の方向性や将来像が明確であり、政策の内容について詳細に説明されている。ただし、目標・期限に関する表記が抽象的である。
b	道州制	0	記載されていない。
5 教育改革			
a	教育再生 (初等中等教育)	40	政策の方向性や、高校教育無償化等、一部具体的な提案が示されているが、全体的に施策の内容が抽象的であり、目標・財源等に関する記述に欠ける。
b	高等教育改革	20	政策の目指す方向性や教育制度の全体像が示されていない。
6 再チャレンジ			
a	雇用制度 (若年者・複線化)	60	政策の方向性や、若年失業者に対する支援等が具体的に示されており、均等待遇については法案の形で詳細が示されている。ただし、期限・財源に関する記載がない。
7 憲法・国民投票法			
a	憲法・国民投票法	0	欄外扱いであり、公約として記載されていない。
8 外交・安全保障			
a	外交政策	20	大きな方向性は示されているが、抽象的である。
b	国際平和協力	40	特措法廃止・自衛隊のイラクからの撤退という方向性は明確だが、全体として抽象的である。
c	経済外交(WTO・EPA)	0	記載されていない。
d	北朝鮮問題	20	大きな方向性は示されているが、抽象的である。
9 経済活性化			
a	地域活性化	20	観光振興や景観保護等の施策が提示されているが、「構想」レベルにとどまっており、具体性や全体としての方向性に欠ける。
b	中小企業活性化	40	中小零細企業支援に関わる一部施策や目標は示されているが、全体の方向性が不明瞭で、目標・財源に関する説明を欠く。
c	農水産業活性化	60	政策の方向性と施策が示されており、個別所得保障制度による具体的な目標や総額の予算規模等財源について記載されている。
10 環境問題			
a	環境問題	40	達成すべき目標が明確で、また「脱地球温暖化戦略」にて、大きな方向性と一部施策について説明されているが、全体として不明瞭であり、優先順位、目標設定に関する喜寿るを欠く。
11 政治資金・政治改革			
a	政治資金・政治改革	80	政治の透明性向上、議員数削減等に向け、法案の形で具体的な提案準備が完了している。

【参考】政権公約（マニフェスト）の評価方法について

2007年7月1日
社団法人 経済同友会

第1 「安倍内閣の実績評価」

. 安倍内閣の政権運営に関する実績評価

総評を箇条書きで記入。

「政権公約のサイクル形成に関する責任」(配分点50点)「政治主導体制の仕組みと運用」(配分点50点)の2つの要素について採点し、その合計点を積算。

. 安倍内閣の政策実績に関する総合評価

「安倍内閣の政策実績に関する分野別評価」を踏まえて、「実績」・「実行過程」・「説明責任」の3要素について個別に採点し、合計点を積算。

「実績」、「実行過程」、「説明責任」の3要素に対する点数配分は、実績 = 70点、実行過程 = 15点、説明責任 = 15点とする。

. 安倍内閣の政策実績に関する分野別評価

(1) 評価対象

主催者が指定した、ア．郵政民営化、イ．歳出・歳入一体改革、ウ．公的部門改革、エ．年金・医療等社会保障制度改革、オ．地方分権改革、カ．教育改革、キ．憲法・国民投票法、ク．外交・安全保障政策の8分野について評価を行う。

(2) 評価項目

安倍総理が厳密な意味での「政権公約（マニフェスト）」を取りまとめていないこと、小泉内閣の継承を掲げて政権を引き継いだことなどを勘案。2005年衆議院選挙における自民党政権公約から「骨太の方針2007」までに、内閣によって閣議決定された文書、総理所信表明等に基づいて、安倍政権における「国民との契約」を独自に分析し、それに対する「実績」（進捗度）、「実行過程」、「説明責任」を評価する。内容に関する是非（経済同友会の意見との合致度等）についての評価は反映しない。

(3) 評価基準・方法

(a) 評価方法 実績

- 評点基準は政策項目によって異なるが、下記（b）の視点に基づき、例を挙げれば以下のような基準に従い、0点～100点の間で採点する（10点単位）。

採点	評点基準（例）
100	政策が実現し、想定した効果を挙げている 数値目標を達成した
90	政策が実現し、ほぼ想定した効果を挙げている（概ね8割以上） 数値目標をほぼ達成した（概ね8割以上）
80	政策が実現し、効果を挙げ始めている 数値目標を達成しつつある
70	法律が成立した 予算に反映された 具体的プロセスが動きつつある
60	法案が国会で審議中である 予算折衝中である 国際会議・交渉の場で交渉中である
50	法案が国会に提出された 具体的プロセスが端緒についた
40	政策の基本方針等が閣議決定された（骨太の方針への明記等） 党内で基本政策などが決定された 全体のプロセスは不明だが、一部の法律が成立した
30	党内あるいは関係省庁で議論・検討中である
20	期間が短いために、まだ進捗が把握できない 党内あるいは関係省庁での進捗が把握できない
10	政権公約の内容が抽象的で、進捗が評価できない
0	政権公約の内容が断念された
-	政権公約に記述がない

(b) 評価方法 実行過程

- 主に以下の視点に基づいて政策決定・実行過程を分析し、問題があった点・不十分だった点を勘案し、15点満点より減点する。
- 評価の視点は以下の通り；
 - 政策の一貫性（小泉政権からの継承、政策の一貫性）
 - スケジュール（達成期限、進捗スケジュールとの合致）
 - 政治主導・リーダーシップの発揮
 - 政策決定・実行体制の構築
 - 審議の適切さ

(c) 評価方法 説明責任

- 主に以下の視点に基づいて政権による国民に対する説明責任について分析し、問題があった点・不十分だった点を勘案して、15点満点より減点する。
- 評価の視点は以下の通り；
 - 審議状況、議事・資料等の公開
 - 政治的意思の明確さ（閣議決定文書等への記載）
 - 政策の変更・修正に関する説明
 - 政策に関する事前・事後の説明
 - 政策の達成状況等に関する自己評価

<安倍政権実績評価に際して参照した文書一覧>

- 平成17年7月 「自民党政権公約2005」
- 平成17年9月 小泉総理 所信表明演説
- 平成17年12月 「平成18年度予算編成の基本方針」
- 平成18年1月 「改革と展望--2005年度改定」
- 平成18年6月 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太の方針2006)」
- 平成18年9月 安倍総理 自民党総裁選挙マニフェスト
- 平成18年9月 安倍総理 所信表明演説
- 平成18年12月 「平成19年度予算編成の基本方針」
- 平成19年1月 「日本経済の進路と戦略」
- 平成19年1月 安倍総理 施政方針演説
- 平成19年6月 「経済財政改革の基本方針2007(骨太の方針2007)」

第2 参議院選挙に向けた各党の公約検証

(1) 評価項目

- 参議院選挙に向けた各党の公約については、「形式要件」と一部政策の内容を勘案して評価を行い、「策定過程」は対象としない。
- 内容に関する是非（経済同友会の意見との合致度等）についての評価は反映しない。

(2) 評価対象となる政策分野

- 各党の政権公約の内容を整理し、経済同友会として重要と思われる政策分野を列記する（したがって、すべての政策を網羅しているわけではない）

(3) 評価基準・方法

(a) 全体評価

- 各党公約の「政策別評価」の結果を踏まえ、総評・採点を行う。

(b) 政策別評価

(イ) 評価方法

- 国民が政権選択を行う上で、必要十分な情報を適切に開示しているか否か、事後的に評価を行う上で、判断の指標として機能し得るかどうか、という視点から評価を行う。
- 具体的評点基準は政策項目によっても異なるが、原則として、以下のような基準に従って、100点満点にて評価を行う。
- ただし、100点満点方式にて精密かつ詳細な評価を行うことは困難であるとの判断から、実際には「旧基準」に基づく5段階評価を念頭に作業を行った。

採点	旧基準	評点基準（例）
100	5	政策の方向性・全体像が明確であり、政策実現に向けた手段・施策、数値目標、期限目標、財源のすべてが具体的である（望ましい水準）。
80	4	やや不明確な点もあるが、政策の方向性・全体像、内容等が明確であり、大綱や計画がまとめられている。あるいは提案準備が完了している。
60	3	政策の方向性・全体像が明確であり、一部の施策について、具体的な内容等が示されている。
40	2	政策の方向性・全体像に不明確な点があるものの、一部具体的な施策・内容が示されている。
20	1	政策の内容が不明確ないしは欠けている（抽象的表現にとどまっている）。
0	0	当該政策項目に関する記述がない。

（口）評価の視点

- 方 向 性：政策の目指す方向性、全体像が明確に示されているか。
- 手 段：政策実現のための手段・施策が具体的に示されているか。
- 数値目標：できる限り多くの施策につき、客観的に計測可能な数値目標を掲げているか。数値で表わせないものは、具体的な目標を掲げているか。
- 期限目標：目標達成の時期や、実現に向けた工程・スケジュールを示しているか（達成時期は任期、または次の選挙までを視野に入れるものとする）。
- 財 源：目標達成に必要な財源を提示しているか。財源の確保は現実的か。

以 上